

田野畑村立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

岩手県田野畑村教育委員会

《 目 次 》

1	計画の趣旨	2P
2	計画の根拠	2P
3	計画の対象者	2P
4	計画の実施時期	2P
5	本村の現状	2P
6	時間外在校時間等に関する目標	2P
7	業務量管理・健康確保措置の実施内容	3P
8	計画の推進体制	4P

1 計画の趣旨

田野畑村立小中学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うものです。

2 計画の根拠

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

3 計画の対象者

本計画の対象者は、田野畑村立小中学校に勤務する教育職員（校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師）とします。

4 計画の実施時期

令和8年4月1日から実施します。なお、必要に応じ見直しを行います。

5 本村の現状

本村では、令和2年3月に、小中学校の教育職員の時間外在校等の上限に関する方針として、田野畑村教育委員会による教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年田野畑村教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）を制定し、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

6 時間外在校時間等に関する目標

(1) 上限時間の遵守

規則に定める時間外在校時間等の上限を遵守します。

- ① 1ヶ月の時間外在校時間：45時間以内
- ② 1年の時間外在校時間：360時間以内

(2) 目標数値

令和11年度末までに次の目標を達成する取組を進めます。

- ① 1ヶ月の時間外在校時間が45時間以下の職員の割合：100%
- ② 教育職員1人当たりの1ヶ月時間外在校時間の平均：30時間程度
- ③ 年次有給休暇の平均取得率：年間12日以上

7 業務量管理・健康確保措置の実施内容

(1) 在校等時間の適正把握
①客観的な記録による在校時間の把握
②校外での研修・引率等の時間の適切な記録
③毎月の在校等時間の集計と管理職による確認
(2) 業務の見直しと適正化
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ・適切な登下校時刻の設定と保護者への周知 ・登下校見守り活動に係る関係機関との協力体制構築
②地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ・地域学校協働活動推進員（村費負担）の配置
③ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ・ICT 機器等の整備及び更新 ・ICT 活用等推進員（村費負担）の配置
④体育館等の施設・設備の管理 ・日常点検及び軽微な修繕等は学校で実施、それ以外は教育委員会で実施 ・学校施設開放事業に係る管理は教育委員会で行う。
⑤部活動 ・田野畑村における部活動の在り方に関する方針の遵守 ・地域人材や部活動指導員の活用促進
⑥授業準備 ・デジタル教材等の積極的活用 ・教材や指導案の共有化の推進
⑦学校行事の準備・運営 ・行事の精選と準備時間の縮減 ・保護者・地域との連携による業務分担
⑧支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・校内教育支援センターの設置 ・サポートティーチャー（特別支援教育支援員）の配置 ・サポートティーチャー（不登校児童生徒支援員）の配置
(3) 勤務環境の整備
①適切な休憩時間の確保
②夏季・冬季の学校閉庁期間の設定
③定時退勤日の設定と実施
④年次有給休暇の取得促進
(4) 支援体制の充実
①村費負担職員（講師、ALT、用務員等）の配置
②教育委員会による学校支援体制の強化

8 計画の推進体制

(1) 推進体制
①教育委員会が中心となり、総合的な調整の実施 ②各学校において、校長のリーダーシップの下、組織的な取組の推進 ③村長部局との連携による施策の実施
(2) 進捗管理と検証
①四半期ごとの在校等時間の集計と分析 ②年度ごとの実施状況の検証 ③必要に応じた計画の見直しと改善
(3) 情報共有等
①計画等の公表 ②総合教育会議への報告と意見交換
(4) その他
①教育委員会による学校現場の実情把握 ②学校からの提案や改善案の積極的な活用